

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

株式会社福電事業

法人番号 9200001017270（岐阜県知事許可 第 013832 号）

2 取引停止措置期間

1 か月（令和 8 年 9 月 1 8 日～令和 8 年 1 0 月 1 7 日）

3 取引停止の理由

当該業者が請け負った岐阜県可児市内の工事現場において、令和 7 年 4 月 3 0 日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に虚偽の報告をしたことについて、同社及び同社役員が、令和 8 年 4 月 9 日に御嵩簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 8 年 9 月 1 8 日

国立大学法人東海国立大学機構

機構長 松 尾 清 一